

仙台市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付要綱

(令和5年3月29日子供未来局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、養育費に関する取り決めに促進し、養育費の継続した履行確保を図るため、ひとり親家庭の母若しくは父又はそれらの者に代わり養育費の取り決めの対象となる児童(20歳未満の者に限る。以下同じ。)を養育する者(以下「養育者」という。)が養育費に関する公正証書等作成において本人が負担する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則(昭和55年規則第30号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「公正証書等」とは、強制執行認諾約款付公正証書、調停証書、審判書、判決書、和解調書等、債務名義としての効力を有するものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、交付申請時において、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) ひとり親家庭で養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している母若しくは父又は養育者であること。ただし、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者は除く。
- (2) 市内に住所を有し、かつ、居住していること
- (3) 養育費の取り決めに係る費用を負担していること
- (4) 養育費の取り決めに係る公正証書等を有していること
- (5) 過去に同一の児童を対象として、この補助金を交付されていないこと
- (6) 市税の滞納がないこと
- (7) 暴力団等と関係を有していないこと

(市税の滞納がないことの確認等)

第4条 前条第6号に規定する要件は、市長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)を提出した場合はこの限りではない。

(市税の取扱い)

第5条 第3条第6号に規定する市税とは、個人の市民税(地方税法第319条第1項の規

定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。) 固定資産税、軽自動車税(種別割)、都市計画税とする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象となる経費(以下「補助対象」という。)は、養育費に関する公正証書等の作成に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公証人手数料令(平成5年政令第224号)に定められた公証人手数料(養育費以外の法律行為のみの手数料は除く)
- (2) 家庭裁判所の養育費請求調停及び夫婦関係調整調停(離婚)申し立てに要する収入印紙代
- (3) 裁判に要する収入印紙代(養育費請求及び離婚請求の費用に限る)
- (4) 戸籍謄本等添付書類取得費用(養育費に関連するものに限る)
- (5) 連絡用の郵便切手代(養育費に関連するものに限る)

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条に定める経費と5万円を比較して少ない方の額とし、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第8条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、仙台市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して、公正証書等を作成した日の翌日から起算して1年以内に市長に提出して行うものとする。ただし、公簿その他の資料で確認することができる場合は、交付申請書により同意を得た上で、第1号(児童扶養手当の支給を受けている場合に限る。)及び第2号の添付書類を省略することができる。

- (1) 児童扶養手当証書の写し又は申請者及びその扶養している児童の戸籍の全部事項証明書
- (2) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(当該申請者の民法第877条第1項に規定する扶養義務者で当該申請者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。)の住民票の写し
- (3) 補助対象となる経費の領収書等(クレジットカードの利用の場合にあっては領収書の代わりにクレジット契約証明書等)の写し
- (4) 養育費の取り決めをした公正証書等の写し
- (5) その他、市長が必要と認めるもの

(交付の決定等)

第9条 市長は、申請が到達してから(申請内容を補正するための期間は除く)30日以内

に、当該申請に係る書類等の審査を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、仙台市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

- 2 市長は、前項の結果、補助金を交付することが不適當であると認めたときは、理由を付して、仙台市養育費に関する公正証書等作成促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日を経過した日までに仙台市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付申請取下書（様式第4号）により行うものとする。

（補助金の交付）

第11条 第9条第1項に規定する交付の決定を受けた者は、仙台市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき

- 2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して、仙台市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 市長は、補助金の額を減額決定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

（委任）

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども若者局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則（令和 6 年 3 月 1 2 日改正）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 7 年 3 月 2 7 日改正）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。